

社会福祉法人禎人会指定居宅介護支援事業所シンフォニー

重要事項説明書

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 0138-58-2000

担当

2. 社会福祉法人禎人会指定居宅介護支援事業所シンフォニーの概要

(1) 指定居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	社会福祉法人禎人会 指定居宅介護支援事業所シンフォニー
所在地	北海道函館市中野町74番地1
介護保険指定番号	0171400948
サービスを提供する地域	函館市（旧恵山町、旧榎法華村、旧南茅部町を除く）

(2) 同事業所の職員体制

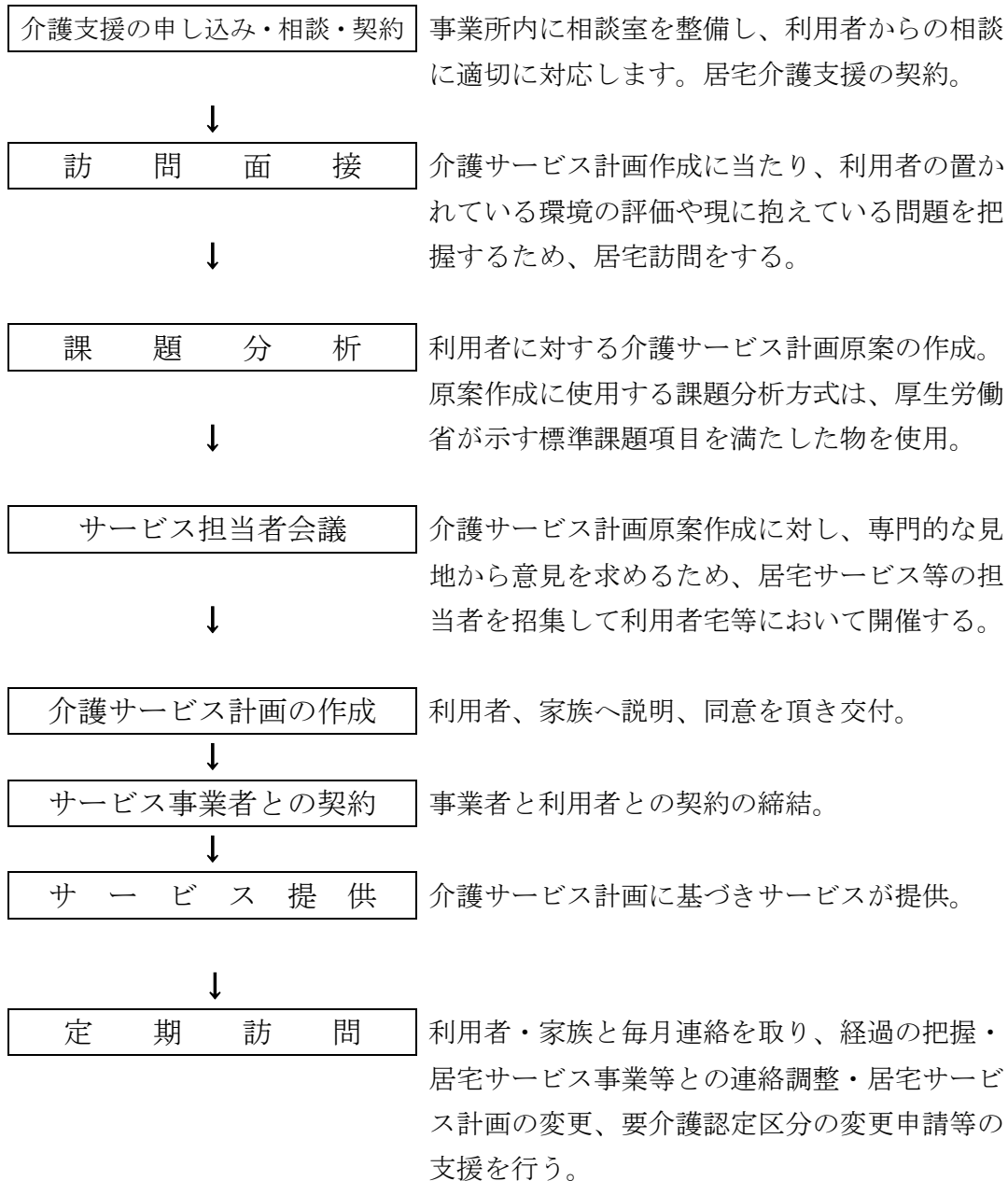
職種	常勤	非常勤	資格	計	備考
管理者	1名	0名	主任介護支援専門員	1名	兼務
介護支援専門員	2名	0名	介護支援専門員	2名	専任

(3) 営業時間

月曜日～金曜日	8:30～17:00
土曜日	8:30～12:00
日曜日・祝日	休業日

※24時間連絡がつく体制を確保しております。営業時間外では施設職員が
応対し担当のケアマネジャーへ連絡を入れ、ご利用者、ご家族へ担当のケア
マネジャーから折り返しご連絡をいたします。あくまでも緊急の連絡用です
ので、緊急ではない相談等は営業時間内をお願いいたします。

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容



4. 利用料金

(1) 利用料

要介護または要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

ただし、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場

合、1カ月につき下記の金額をいただき、当法人からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日函館市の窓口
に提供しますと、全額支払を受けられます。

基本サービス料

居宅介護支援費（Ⅰ）（ⅰ）要介護1・2	1,086円
居宅介護支援費（Ⅰ）（ⅰ）要介護3・4・5	1,411円
特定事業所加算（Ⅲ）	3,230円

加算料（該当者のみ）

初回加算 3,000円

退院・退所加算（入院・入所期間1回まで）

	カンファレンス参加 無	カンファレンス参加 有
連携1回	4,500円	6,000円
連携2回	6,000円	7,500円
連携3回	無し	9,000円

入院時情報連携加算Ⅰ 2,500円

入院時情報連携加算Ⅱ 2,000円

緊急時等居宅カンファレンス加算 2,000円

ターミナルケアマネジメント加算 4,000円

通院時情報連携加算 500円

中山間地域に居住する者へのサービス提供加算 居宅介護支援費の5%

（2）交通費

前記2（1）のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、実施地域以外に要した交通費を徴収いたします。ただし、中山間地域に居住する者へのサービス提供加算を算定した場合は交通費は徴収いたしません。

① 実施地域以外	片道おおむね5km未満	300円
② 実施地域以外	片道おおむね5km以上	500円

5. 当法人の居宅介護支援の特徴等

（1）運営方針

事業所の介護支援専門員は、要介護状態等になった利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう配慮し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じ、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう支援を行う。

(2) 居宅介護支援の実施概要等

- ①事業所内に相談室を整備し、利用者からの相談に適切に対応します。
- ②利用者に対する介護サービス計画原案作成のために使用する課題分析方式については、厚生労働省が示している課題分析標準項目（23項目）を全て網羅した書式等とする。
- ③居宅介護支援の開始に当たり、利用者等に対して、入院時に担当ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関に提供するよう依頼いたします。
- ④介護サービス計画の作成
指定居宅介護支援を行うに当たって、介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位でPDCAサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めます。
- ⑤利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等は、利用者の同意を得て主治の医師等に対してケアプランを交付する事が義務付けられています。
- ⑥介護サービス計画原案に対し、専門的な見地から意見を求めるため、当該計画原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集して行うサービス担当者会議を利用者宅等において開催する。
利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数事業所の紹介を求める事ができる。当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求める事ができる。
- ⑦居宅サービス計画作成に当たり、利用者の置かれている環境の評価や現に抱えている問題を把握するため、居宅訪問による面接調査を行う。また、当該計画作成後においても、居宅サービス計画の実施状況等を把握し、サービス計画の変更など利用者等が求めるサービスが適切に提供されるよう居宅訪問等の方法による支援。
- ⑧サービス事業者から伝達された利用者の状態やモニタリングの際にケアマネジャーが確認した状態について、主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行う事が義務付けられています。
- ⑨必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるよう居宅サービス計画を作成する。

⑩ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から以下について利用者に説明を行うとともに、介護サービス情報公表制度において公表する。

- ・前 6 か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合。
- ・前 6 か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合。

⑪その他、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うために必要と認められるサービスの提供を行う。

⑫虐待防止のための措置に関する事項

・入所者・利用者の人権の擁護、虐待の防止等の為に、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

⑬感染症対策のための措置に関する事項

(1) センターにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) センターにおける感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) センターにおいて、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

事 項	有無	備 考
介護支援専門員の変更	有	変更を希望される方はお申し出下さい
調査（課題把握）の方法	有	標準項目を網羅した書式
介護支援専門員への研修の実施	有	普段から苦情が出ないようなサービス提供を心がける。（毎日のミーティング等で確認。研修の実施）
自己評価の実施状況	有	
第三者評価の実施状況	無	

6. サービス内容に関する苦情

(1) 当法人の相談窓口

相談、苦情に対する常設の窓口として、相談担当者を設けています。
また、担当者が不在の場合や営業時間外でも、基本的な事項については事業者の誰もが対応できるようにするとともに、担当者に確実に引き継ぐ体制を敷いています。

開設日時	月～金曜日	8：30～17：00
	土曜日	8：30～12：00
担当	担当者（ ）	
電話	0138-58-2000	

(2) 公的機関の窓口

- 函館市保健福祉部 高齢福祉課
高齢者・介護総合相談窓口 電話 0138-21-3025

- 北海道国民健康保険団体連合会
総務部介護・障害者支援課 企画・苦情係
介護サービス苦情相談窓口（直通） 電話 011-231-5175

7. 当法人の内容

名称	社会福祉法人 禎人会	
代表者役職	理事長	
氏名	漆寄 照政	
所在地	北海道函館市中野町74番地1号	
電話番号	0138-58-2000	
事業者数等	訪問介護事業	1カ所
	通所介護事業	1カ所
	短期入所生活介護事業	1カ所
	居宅介護支援事業	1カ所
	介護老人福祉施設	1カ所